

令和元年第8回平取町議会定例会（開会 午前9時30分）

議長

皆さんおはようございます。ただいまより本日の会議を開きます。ただいまの出席議員は12名で会議は成立いたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第122条の規定によって、11番松澤議員、1番金谷議員を指名いたします。
日程第2、議案第1号教育委員の任命についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長

それでは議案第1号1ページでございますが、教育委員の任命についてご説明を申し上げます。平取町教育委員会委員に次の者を任命したいので同意を求めます。同意を求め方は、住所、沙流郡平取町字貫気別240番地6、氏名、本間稔浩氏でございます。生年月日は昭和35年3月10日生まれの59歳でございます。この教育委員の同意につきましては、任期満了により引続き同意を求めます。次のページをお開き願います。経歴概要については以下の記載のとおりでございますけれども、ご覧のとおり数多くの公職を歴任され活躍をされてございます。特に下から2行目の平成19年11月10日から現在まで、平取町教育委員会委員として4期12年活躍されておりまして、そのうち委員長として平成22年10月4日から平成28年3月31日までの5年5カ月間教育の振興のためにご尽力をいただいております。11月9日をもって任期満了となりますので、継続して同意を求めます。人格識見も高く適任者でございますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について、任命同意することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。従って日程第2議案第1号教育委員の任命については任命同意することに決定しました。

日程第3、議案第2号平取町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。税務課長。

税務課長

議案第2号平取町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。議案書3ページをご覧ください。平取町税条例等の一

部を改正する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条の規定に基づき議会の議決を求めようとするものであります。次ページをご覧ください。平取町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例です。今回改正する理由ですが平成28年度税制改正大綱におきまして社会課税が大幅に見直され、その中で消費税率10%引き上げに伴う措置として本年10月1日から自動車取得税を廃止し、環境性能課税、環境性能割ですがこれが導入されることになりました。この平成28年度税制改正大綱によりまして地方税法が改正され、平成29年3月定例議会におきまして法改正に伴う町税条例等の改正をしております。この時に議決いただきました町税条例等の一部を改正する条例では、軽自動車税にかかる改正について施行年月日が本年10月1日としております。今回、この施行に合わせまして特例にかかる改正が必要となりましたので、既に議決いただきました平成29年平取町条例第3号であります平取町税条例等の一部を改正する条例を今議会におきまして一部を改正するものであります。それでは条文を説明いたします。町税条例等の一部を改正する条例の一部改正、第1条平取町税条例等の一部を改正する条例、平成29年条例第3号の一部を次のように改正する。附則第15条の4を、附則第15条の5、附則第15条の3を附則第15条の4とし、附則第15条の2の2の次に、次の1条を加える。第15条の3、軽自動車税の環境性能割の減免の特例、附則、第15条の3の次に次の1条を加える。第15条の3-2、軽自動車税の環境性能割の非課税の特例。追加するこの2条は、軽自動車税環境性能割の非課税及び減免の規定を追加するもので、軽自動車税環境性能割の賦課徴収につきましては当分の間、市町村にかわり北海道が自動車税環境性能割の賦課徴収の例により行うこととされているため、非課税及び減免の対象範囲は全道統一であることが望ましいということから、軽自動車税環境性能割の非課税及び減免の規定につきましては町が税条例で対象範囲を制定し、北海道の規定する自動車税環境性能割と同様の取り扱いとするという形規定でございます。また附則第15条の2の2ですが、これにつきましては軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例の規定でありまして、これも法改正の新設によりまして加えられた1条であります。本年5月27日開催の町議会臨時会におきまして、町税条例等の一部改正で議決をいただいた1条でございます。附則としまして施行期日、第1条この条例は令和元年10月1日から施行する。以上で説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第3、議案第2号平取町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決いたしました。

日程第4、議案第3号職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案第3号職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたしますので議案6ページをお開きください。職員の旅費に関する条例の一部を改正するものであります。8ページの新旧対照表をお開き願います。一部改正の理由は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が今年の6月14日に公布されたことに伴い、地方公務員法が改正されたことに伴い改正するものです。「職員の旅費に関する条例」の中に第2条において旅費の支給に関する条文がありますが、この3号の主旨は、地方公務員法の16条、29条の事由及びこれにより退職した場合は旅費を支給しないという条項ですが、このたびの地方公務員法の改正により、地方公務員法第16条の「欠格条項」の第1号の「成年被後見人又は被保佐人」という号が削除されることとなり、第2号以降の号が繰り上がるため、新旧対照表の右側の現行ではアンダーラインのとおり条例の第2条の3項で「第2号から第5号まで」とうたわれていますが、1号がなくなることにより改正案のとおり「各号」に改正するものです。この条例につきましても議案の7ページの附則で施行期日を定めておりますが、「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」の中で、公布の日から起算して6ヶ月を経過した日と定められていることから令和元年12月14日からとしております。以上、議案第3号「職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明いたしましたので、ご審議のほどよろしく願います。

議長

これから質疑を行います。質疑はありますか。8番井澤議員。

8番
井澤議員

今、課長の説明の中で職員の欠格条項うんぬんのことがあったんですが、ちょっとご説明いただければと思います。

議長

総務課長。

総務課長

地方公務員法の第16条の欠格条項ですけども、これについては5号ありまして先ほど言いました成年被後見人等含めて5つありますけれども、この場合には競争試験もしくは選考を受けることができないということでこの5号については、一つ目が先ほど言いました成年被後見人または被保佐人、二つ目が禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またその執行を受けること

ができなくなるまでの者、三つ目が当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け当該処分の日から2年を経過しない者、四つ目が人事委員会または公平委員会の委員の職であった第5章に規定する罪を犯し刑に処された者、五つ目が日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党と政党その他の団体を結成し又はこれに加入した者というかたちになってますんで、この者については旅費を支給しないというかたちになっています。

議長

よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

(質疑なしの声)

質疑を終了いたします。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第4、議案第3号職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決しました。

日程第5、議案第4号平取町給水条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

建設水道
課長

議案書9ページになります。議案第4号、平取町給水条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。令和元年10月1日より消費税率が10%に引き上げられることから、町の条例において定める消費税率を改正するものでございます。新旧対照表で説明いたしますので11ページをご覧ください。第4条第2項において設計手数料「100分の108」を「100分の110」に、第8条第3項において検査手数料を「100分の108」を「100分の110」に、第26条において水道料「100分の108」を「100分の110」に、それぞれ税率を改正いたします。なお附則1におきまして施行年月日を令和元年10月1日とし、2において水道料金の請求行為が実際に使用した月の翌月請求になることから、経過措置といたしまして令和元年10月1日としております。以上ご説明申し上げましたのでご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第5、議案第4号平取町給水条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決いたしました。

日程第6、議案第5号工事請負契約の締結についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

建設水道
課長

議案書12ページをご覧ください。議案第5号、工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。この工事につきましては8月28日に入札を執行いたしましたが、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に基づき議会の議決を得ようとするものでございます。工事名、仁世宇川沿線仁世宇1号橋橋梁下部工事、工事場所、沙流郡平取町字仁世宇工事概要につきましては、土工一式、橋台工一式、法覆護岸工一式、請負金額につきましては5445万円、請負契約者は沙流郡平取町本町44番地、株式会社五十嵐工業、代表取締役 五十嵐千津雄氏でございます。なお工期につきましては、令和2年3月27日でございます。この工事における入札参加者は、日新建設株式会社、株式会社小林組、株式会社五十嵐工業、株式会社平村建設、有限会社楠建設の5者でございます。なお落札率につきましては97%でございました。以上、ご説明申し上げましたのでご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第6、議案第5号工事請負契約の締結については原案のとおり可決しました。

日程第7、議案第8号工事請負契約の締結についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

建設水道
課長

本日追加議案になります。議案第8号工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。この工事につきましては9月11日に入札を執行いたしましたが、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に基づき議会の議決を得ようとするものでございます。工事名、旧町立病院外解体工事、工事場所、沙流郡平取町本町67番地1、工事概要につきましては鉄筋コンクリート造2階建て旧町立病院外附属建物、寮、住宅等の解体でございます。請負金額1億3420万円、請負契約者、沙流郡平取町本町44番地、株式会社五十嵐工業、代表取締役 五十嵐千津雄氏でございます。なお工期につきまし

ては令和2年3月20日でございます。本工事における入札参加者は、日新建設株式会社、株式会社小林組、株式会社五十嵐工業、有限会社楠建設の4者でございます。落札率につきましては97.9%でございました。以上、ご説明申し上げましたのでご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第7、議案第8号工事請負契約の締結については原案のとおり可決しました。

日程第8、報告第1号専決処分報告についてを議題とします。内容について説明を求めます。総務課長。

総務課長

報告第1号「専決処分報告」についてご説明いたしますので、議案書50ページをお開きください。令和元年度平取町一般会計補正予算について、専決処分いたしましたので地方自治法第179条第3項の規定により、議会に報告し承認を求めるものでございます。52ページをお開き願います。令和元年度平取町一般会計補正予算(第5号)は次に定めるところによるものであります。第1条歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ30万円を追加し歳入歳出予算の総額を62億4596万円にしたものです。第2項で、歳入歳出予算の補正における款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものであります。それでは、「歳入歳出予算事項別明細書」の歳出からご説明いたしますので56ページをお開きください。科目は4款1項4目環境衛生費1節報酬有害鳥獣捕獲ハンター出動報酬30万円です。これは行政報告で報告があったように、町営牧野において牛がヒグマに襲われたことによるもので、ヒグマの習性として獲物に対する執着がとて強いことからその対策として猟友会による付近の警戒パトロールを実施するための費用として10日間のハンター出動報酬を予算措置したものです。歳出は以上です。次に、歳入について55ページをご覧ください。科目は20款1項1目1節繰越金前年度繰越金、金額30万円で、今回の補正に関して必要となる財源を平成30年度の繰越金から求めようとするものでございます。以上、地方自治法の規定により牛や人間への被害の拡大も予想され対応に急を要することから、地方自治法第179条第1項の規程により9月4日に町長による専決処分を行ったもので、同条第3項の規定によりその後にかかれた直近の議会である本定例会においてこれを報

告し、承認を求めようとするものであります。以上、報告第1号専決処分報告について、ご説明申し上げましたのでご承認下さるようよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はございませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について報告どおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第8、報告第1号専決処分報告については報告のとおり承認しました。

日程第9、報告第7号専決処分報告についてを議題とします。内容について説明を求めます。総務課長。

総務課長

報告第7号「専決処分報告」についてご説明いたしますので、本日配付をいたしました報告第7号を用意願います。令和元年度平取町一般会計補正予算について専決処分いたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により議会に報告し承認を求めらるものでございます。3ページをお開き願います。令和元年度平取町一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによるものであります。歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ30万円を追加し、歳入歳出予算の総額を62億4626万円にしたものです。第2項で歳入歳出予算の補正における款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものであります。それでは、「歳入歳出予算事項別明細書」の歳出から説明いたしますので7ページをお開きください。科目は4款1項4目環境衛生費1節報酬有害鳥獣捕獲ハンター出動報酬30万円です。これは、先に専決処分を行った町営牧野における猟友会による付近の警戒パトロールについてですが、当初のパトロール期間の10日間が経過し9月13日に引き続きパトロールを実施することとしたことから、費用として更に10日間のハンター出動報酬を予算措置したものです。歳出は以上です。次に、歳入について6ページをご覧ください。科目は20款1項1目1節繰越金前年度繰越金、金額30万円。今回の補正に関して必要となる財源を平成30年度の繰越金から求めようとするものでございます。以上、地方自治法の規定により牛や人間への被害の拡大も予想され、対応に急を要することから、地方自治法第179条第1項の規程により9月13日に町長による専決処分を行ったもので、同条第3項の規定によりその後にかかれた直近の議会である本定例会においてこれを報告し、承認を求めようとするものであります。以上、報告第7号専決処分報告について、

ご説明申し上げましたのでご承認下さるようよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はございませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について報告どおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第9、報告第7号専決処分報告については報告のとおり承認しました。

日程第10、議案第6号平成元年度平取町一般会計補正予算第7号を議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案第6号「令和元年度平取町一般会計補正予算(第7号)」につきまして、ご説明いたしますので13ページをお開きください。令和元年度平取町一般会計補正予算(第7号)は、次に定めるところによるものとします。第1条歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出にそれぞれ7040万4千円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ63億1666万4千円にしようとするものです。第2項で、歳入歳出予算の補正における款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものとしています。また、第2条で地方債の変更は、「第2表地方債補正」によることとしております。それでは、「歳入歳出予算事項別明細」の歳出から説明いたしますので23ページをお開きください。上段科目は2款2項1目税務総務費23節償還金、利子及び割引料過年度還付金93万円の増額です。これは法人町民税額が確定申告で確定し、予定申告により納付された税額が多かったことから還付が生じ、その還付額が予算額を大きく上回ることから、これまでの還付金と今後の見込み額を試算し予算不足見込み額を補正するものです。充当する財源につきましては前年度繰越金を充当するものです。続きまして、下段の3款1項1目社会福祉総務費13節委託料、障がい者自立支援給付システム改修委託料92万7千円の追加、19節負担金、補助及び交付金アイヌ文化国際交流事業補助金197万円の増額、23節償還金、利子及び割引料177万5千円の追加補正で、内訳は障害者医療費国庫負担金返還金60万8千円、障害者自立支援給付費国庫負担金返還金96万1千円、障害者医療費道負担金返還金10万1千円、障害者自立支援給付費道負担金返還金10万5千円となっています。まず、13節障がい者自立支援給付システム改修委託料の予算の補正につきましては、消費税改定に伴う報酬改定等へ対応するため、障害者自立支援給付審査支払システムの改修が必要となることからその改修費を予算補正するものです。財源としては、国からの補助金76万7千円と前年度繰越金となっています。19節

負担金、補助及び交付金アイヌ文化国際交流事業補助金の増額につきましては、平取町・二風谷国際先住民族フォーラムを10月5日～6日に開催をいたしますが、開催に際しラグビーワールドカップの期間中ということもあり、海外ゲストの航空チケットが当初予定した額より全体的に高騰していることや、通訳の謝礼・翻訳料などの経費が増加したことから予算を補正するものです。財源としては、当初予算と同様にふるさと寄附金を充当するものです。23節償還金、利子及び割引料の障害者医療費と障害者自立支援給付費の国と道の負担金の返還金につきましては、障害者医療費の公費負担額が計画を下回ったことや、障害者福祉サービス等の利用実績が計画を下回ったことから、補助金の精算により返還金が発生したため予算を補正するものです。財源につきましては、前年度繰越金を充当するものです。次に24ページをお開きください。上段の3款1項2目老人福祉費28節繰出金介護保険特別会計繰出金347万6千円の増額です。これは、介護保険法施行令の一部改正に伴い、消費税率の引上げによる増収分を財源として、低所得者の介護保険料の軽減を行うこととされ、その財源について繰出しを行うもので、充当財源につきましては2分の1の国の負担金、4分の1の道の負担金と町が4分の1負担することとなっております。町負担の充当財源につきましては、前年度繰越金を充当するものです。続きまして、下段3款1項9目ふれあいセンター管理費15節工事請負費3461万4千円につきましては公共施設省エネルギー化設備等導入事業により実施するものですが、この事業につきましては第1次応募申請では不採択となり、第2次応募申請では複数年申請が認められないということになったことから事業実施年度は来年度を予定しておりましたが、ふれあいセンターびらとりについて前倒しで実施することとし予算を補正するものです。第2次応募申請につきましては9月4日に事業が採択されたことから、今回これらに関する予算について補正をするものです。充当する財源につきましては、地方債は過疎債を予定し、その他財源につきましては、環境イノベーション情報機構からの補助金で事業費に対して3分の2の割合で交付される二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を充当し、一般財源につきましては、前年度繰越金を充当するものです。次に25ページをご覧ください。上段の3款2項2目児童措置費13節委託料保育システム改修委託料462万4千円の増額です。これは、10月から幼児教育・保育の無償化が実施されることに伴い、保育システムの改修が必要なことから当初予算では70万円の予算措置をしておりましたが、予算を増額しシステム改修を実施するものです。充当財源につきましては全額、国の補助金で実施することになります。続きまして、下段9款2項1目学校管理費15節工事請負費平取小学校省エネルギー化設備導入工事400万6千円の増額です。これは、先程、ふれあいセンターびらとりの工事でも説明しましたが第1次応募が不採択となり、第2次で応募申請し採択となったことから工期が大きく短縮される見込みと成り、休日・夜間の工事が増加し、労務単価等が割増しとなったことから予算を増額するものです。充当財源につきましては、地方債は過

疎債を充当し、その他財源はふれあいセンターびらとり同様、環境イノベーション情報機構の補助金、一般財源につきましても前年度繰越金を充当するものです。次に26ページをお開きください。9款4項2目公民館費15節工事請負費中央公民館省エネルギー化設備導入工事126万5千円の増額です。これにつきましても平取小学校と同様、工期が大きく短縮される見込みとなり、休日・夜間の工事が増加し、労務単価等が割増しとなったことから予算を増額するものです。充当財源につきましても、同様に地方債3分の2の補助金、一般財源は前年度繰越金を充当しております。続きまして、下段9款5項2目体育施設費15節工事請負費町民体育館等省エネルギー化設備導入工事133万7千円の増額です。これは、当初は町民体育館と振内青少年会館の2箇所を予定しておりましたが、ふれあいセンターびらとりと同様に第2次応募申請では複数年申請が認められないということになったことから、事業実施年度は来年度を予定しておりましたが貫気別町民センターを追加し実施するものです。合わせて町民体育館、振内青少年会館につきましても、工期が短縮されることから労務単価等により増額となるものです。充当財源につきましても他の施設同様、過疎債、補助金、一般財源につきましても前年度繰越金を充当しております。次に27ページの上段、10款2項2目農業施設災害復旧費11節需用費修繕料350万円の追加補正です。これは8月8日から9日にかけての降雨により24時間雨量がニセウ観測所において84mmを記録し、振内町1箇所、幌毛志1箇所において、沢兼用の農業用排水路に土砂埋積被害が発生しました。また、8月16日から17日にかけての降雨により、24時間雨量が旭観測所において104mmを記録し、貫気別1箇所において沢兼用の農業用排水路に土砂埋積被害が発生しております。今後の降雨等による農地への被害拡大を防ぐ為に3箇所の災害復旧のための修繕工事を実施するものです。いずれも復旧工法としましては、堆積土砂を除去し搬出を予定しています。充当財源としては単独復旧事業債充当率65%の起債と、その他については一般財源を充当するものです。歳出は以上です。続きまして、歳入につきまして18ページをお開きください。上段科目は15款1項1目民生費国庫負担金1節社会福祉費負担金、介護保険低所得者保険料軽減負担金173万8千円の増額です。これは歳出の24ページ上段で説明をいたしました消費税による公費を投入して低所得者の介護保険料の軽減を行うこととされた介護保険料の軽減分に対する国の負担分で、低所得者保険料軽減分の国の負担分2分の1、173万8千円を見込んでいます。次に下段15款2項2目民生費国庫補助金1節社会福祉費補助金、障害者総合支援事業補助金76万7千円の増額です。これは、歳出の23ページ下段でご説明いたしました障がい者自立支援給付システム改修委託料に対する補助金ですが、消費税改定に伴う改修に対しては事業費の2分の1、就学前の障がい児の発達支援の無償化への対応に伴う改修に対しては事業費の10分の10の補助金を合わせて76万7千円を見込んでいます。次に2節児童福祉費補助金462万4千円の追加です。これは、歳出25ページ上段の幼児教育・

保育の無償化に伴うシステム改修に対する国の補助金となっており、当初予算においての補助金名は幼児教育無償化に伴う事業費補助金としていましたが、正式に補助要項が確定し子ども・子育て支援事業補助金となったことから、当初の補助金を減額し標記のと通りの補助金としています。交付率は10分の10となっています。次に19ページ上段、16款1項1目民生費道負担金1節社会福祉費負担金、介護保険低所得者保険料軽減負担金86万9千円の増額です。これは民生費の国庫負担金と同様、低所得者の介護保険料の軽減を行うこととされた介護保険料の軽減分に対する道の負担分で、低所得者保険料軽減分の道の負担分4分の1、86万9千円を見込んでいます。次に下段19款1項3目平取町ふるさと応援基金繰入金1節平取町ふるさと応援基金繰入金197万円の追加です。これは、歳出の23ページ下段で説明をいたしましたアイヌ文化国際交流事業補助金に充当するものです。次に20ページをお開きください。上段20款1項1目繰越金1節繰越金前年度繰越金516万7千円の増額です。今回の補正に関して国庫負担金、国庫補助金、道負担金、基金繰入金、雑入、起債の特定財源を充当し、不足となる財源を平成30年度繰越金から求めようとするものです。次に下段、21款5項1目雑入2節雑入、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金3546万9千円の追加です。これは歳出の24ページ以降でふれあいセンターびらとり、平取小学校、中央公民館、体育施設等説明しました省エネルギー化の設備導入工事に対して、一般財団環境イノベーション情報機構からの補助金で事業費の3分の2が補助されます。次に21ページをご覧ください。上段22款1項2目民生債1節民生債ふれあいセンターびらとり省エネルギー化設備導入事業1150万円の追加です。これは歳出の24ページ下段で説明をしたに標記事業に対してその財源を過疎債に求めるものです。過疎債につきましては、元利償還金に対して交付税の基準財政需要額に70%算入されるものです。次に下段22款1項8目教育債1節学校施設省エネルギー化設備導入事業130万円、中央公民館省エネルギー化設備導入事業40万円、町民体育館等省エネルギー化設備導入事業440万円、合計610万円となっています。これはふれあいセンターびらとり同様、その財源を過疎債に求めるものです。次に22ページをお開きください。22款1項10目災害復旧事業債2節農林水産業施設災害復旧事業債、単独災害復旧事業220万円の増額です。これは歳出27ページでご説明いたしました単独災害復旧事業に対して災害復旧事業債にその財源を求めるもので、元利償還額に対して交付税措置がされることになっております。歳入歳出事項別明細書については以上です。次に16ページ「第2表地方債補正」をお開きください。第2表「地方債補正」は、起債の目的、補正前の限度額と補正後の限度額、起債の方法、利率、償還の方法をそれぞれ明示したものでございます。先程、21～22ページご説明したとおり本補正予算における起債の目的は、一つ目は「平取小学校省エネルギー化設備導入事業」で、限度額を補正前の450万円から補正後は580万円とし、二つ目は「中央公民館省エネルギー化設備導入事業」で、

限度額を補正前の680万円から補正後は720万円とし、三つ目は「町民体育館等省エネルギー化設備導入事業」で、限度額を補正前の750万円から補正後は1190万円とし、四つ目は「災害復旧事業」で限度額を補正前の5460万円から補正後は5680万円とし、五つ目は「ふれあいセンターびらとり省エネルギー化設備導入事業」で、今回新たに1150万円にしようとするものです。次に28ページの「地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書」をご覧ください。前前年度の平成29年度末現在高、前年度の30年度末の現在高見込額、並びに当該年度・令和元年度末の現在高見込みにつきましては、それぞれ記載のとおりです。以上、議案第6号「平取町一般会計補正予算（第7号）」について、ご説明申し上げましたので、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。従って日程第10、議案第6号令和元年度平取町一般会計補正予算第7号は原案のとおり可決しました。

日程第11、議案第9号令和元年度平取町一般会計補正予算第8号を議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

それでは議案第9号「令和元年度平取町一般会計補正予算（第8号）」につきまして、ご説明いたしますので本日配付をいたしました追加議案を用意いたします。令和元年度平取町一般会計補正予算（第8号）は次に定めるところによるものとします。第1条歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出にそれぞれ559万6千円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ63億2226万円にしようとするものです。第2項で歳入歳出予算の補正における款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものとしております。また第2条で、地方債の変更は、「第2表地方債補正」によることとしております。それでは、「歳入歳出予算事項別明細書」の歳出から説明いたしますので6ページをお開きください。上段科目は2款1項9目企画費13節委託料デマンドバス運行業務委託料472万1千円、14節使用料及び賃借料デマンドバス使用料87万5千円の増額です。これは、当初予算では9月末をもって他の公共交通に統合することとして6か月分を計上していましたが、関係機関との協議の結果、機能を拡大し継続することとしたことから10月～来年3月までの6ヶ月、本町地区、振内地区の2台分の運行にかかる業

務委託料とデマンドバス車両の使用料2台分の費用について予算を補正するものです。車両につきましてはこれまでの7人乗り車両から15人乗り車両への変更することとし、合わせてアイヌ文様のラッピングを施す予定としていることから、車両使用料がこれまでと比べ高額になっています。充当する財源につきましては地方債の過疎債と前年度繰越金を充当するものです。なお、この事業につきましてはアイヌ政策推進交付金が決定次第、充当財源を振り替える予定をしております。続きまして歳入につきまして5ページをお開きください。上段科目は20款1項1目繰越金1節繰越金、前年度繰越金9万6千円の増額です。今回の補正に関して地方債の特定財源を充当し不足となる財源を平成30年度繰越金から求めようとするものです。次に下段22款1項1目総務債1節総務債、地域公共交通活性化事業550万円の増額です。これは歳出の6ページで説明をした標記事業に対して、その財源を過疎債に求めるものです。歳入歳出事項別明細書については以上です。次に3ページ「第2表地方債補正」をお開きください。第2表「地方債補正」は、起債の目的、補正前の限度額と補正後の限度額、起債の方法、利率、償還の方法をそれぞれ明示したものでございます。先程ご説明したとおり本補正予算における起債の目的は、「地域公共交通活性化事業」で、限度額を補正前の540万円から補正後は1090万円とするものです。次に7ページの「地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書」をご覧ください。前前年度の平成29年度末現在高、前年度の30年度末の現在高見込額、並びに当該年度・令和元年度末の現在高見込みにつきましては、それぞれ記載のとおりです。以上、議案第9号「平取町一般会計補正予算(第8号)」についてご説明申し上げましたので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありますか。3番四戸議員。

3番
四戸議員

3番四戸です。デマンドバスの件については8月30日の総務常任委員会、昨日の全員協議会において数々の説明がございました。デマンドバスについては4年半近く続いています。昨日もお話ししましたが、12月の協議会では廃止の方向で元年の9月までの予算を組んでいましたが、今回補正というふうな形になりました。このような補正の組み方について私は矛盾を感じている1人でございます。今後において、災害関係ややむを得ない場合を除いて、もう少し早めに議会や委員会に説明なり提示をしていただきたいと思います。この点について管理者はどのような考えを持っていただけるのか、副町長に伺いを立てたいと思います。

議長

副町長。

副町長

お答えいたします。デマンドバスの運行に関しましては、昨日の全員協議会、それから8月の総務文教常任委員会にも、色々これに至った経緯等も含めご説明をさせていただいたというところがございます。補正が遅れたということがございますけれども、私ども、補正のスケジュールとしては8月に一定のご理解を得られれば、9月末というようなことでの運びになったんですけども、昨日の全員協議会で更に詳しい説明をというようなことでしたので、ちょっと補正の時期と皆さんにご説明する時期が非常にきついスケジュールになってしまったということで、突然出たという様な印象を与えたことは非常に申し訳ないことだというふうに思っております。ただ昨日もご説明をいたしましたけれどもデマンドバスの運行につきましては、当初、私どもも利用率ですとか今後の平取町全体の町民の足の確保という視点でより理想的な交通体系を構築しようということで、昨年12月に庁舎内でもそういった確認をしながらデマンドとしては一応の今年の秋までの運行というようなことでの内容で予算も組んだということがございますけれども、色々民間業者との協議の中で、私どもの描いていたようなことにならないようなハードルがたくさん出てきたというようなことがございます。こういう措置が、昨日も説明しましたがずっとということではなくて、もっともっと、さっき申しましたような平取町のあるべき足の確保の姿というようなものをやっぱり目指していくということは私ども思っておりますので、当面的な措置としてこういったものを認めていただきたいというようなことでの補正になっておりました。それともう一つ、今説明にもありましたけれども新しい交付金でこういったものを充当できないかというようなこともあって、その交付金の出かたといいますか、そういうものが昨日も説明しましたが色々やりとりの中で、非常にせっぱ詰まったような状況になってしまったということもあって、今日の補正もそういったまだ財源として上がってきてませんが、これが今月末あたりで決まれば財源振替えをさせていただきたいということもあって、その財源の確保についての、なんといいますか、確定の時期を待っていたというようなこともございましてこういう時期になってしまったことは、非常に補正の時期としては相応しくないというところもありましたけれども、是非そういう面についてご理解をいただければと思っております。以上です。

議長

ほかに質疑はございませんか。9番鈴木議員。

9番
鈴木議員

9番鈴木です。昨日の全員協議会で伺うべきことだったかなと思っておりますけど、一つ伺わせていただきたいと思えます。この運行の中で今度新たに、例えば振内地区では長知内～振内間、それから豊糠から荷負ですか、そういうかたちで新しく路線が開設されるということで、実は今年の春にも幌毛志の方から診療所へ通うのに非常に大変なんだという話がありまして、9月以降になるともう少しその地域内でそういうことにバスを活用できるそういう体制ができ

るそういう運びになっているからという説明をしたんですけれども、形は思ってた形とは少しは違うかもしれませんが、今回こういうかたちで路線変更の中で、長知内から幌毛志そして振内へというのもデマンドバスが動くということになりました。そのことを非常に歓迎するという考え方持っています。それで伺いたいのは、対象者に対していつ、どういう時間帯でということを含めて対象者に対する説明といたしますか、文書による見ればわかるという様な、広報で簡単に説明するというだけではなくて、当事者に対するそういう説明ということを文書で流していくというようなかたちで周知徹底するということが必要ではないかなというふうに考えてますが、その辺についてはどの様にお考えなのか伺っておきたいと思えます。

議長

まちづくり課長。

まちづくり課長

今の質問にお答えしたいというふうに思います。今申上げていただいたとおりデマンドバスについて、今回見直しということで一部変更するなかで指摘の部分で高齢者の利用も多いということから、変更については丁寧な説明が必要かなというふうに考えております。文章ですとかその他の方法を検討しまして、なるべく変更についてわかりやすくですね、ちょっとまだ具体的には詰まっていはいないんですが、周知できるように内部で検討を進めたいというふうに思います。またそちらを公表する時期としましては、室蘭支局さんの運行許可が必要となりますので、昨日もご説明申し上げたとおりなるべく急ぎたいと考えているんですが、来年の1月を目途に新しい見直し案の運行ができるように事業を進めて参りたいと考えております。以上でございます。

議長

ほかにありませんか。

(質疑なしの声)

これで質疑を終了いたします。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第11、議案第9号令和元年度平取町一般会計補正予算第8号は原案のとおり可決しました。

日程第12、議案第7号令和元年度平取町介護保険特別会計補正予算第1号を議題とします。提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長

議案第7号令和元年度平取町介護保険特別会計補正予算第1号についてご説明いたしますので、29ページをお開きください。令和元年度平取町介護保険特別会計補正予算第1号は次に定めるところによるものとします。第1条、歳入

歳出予算の補正であります。歳入歳出にそれぞれ1557万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億987万8千円にしようとするものです。第2項で、歳入歳出予算の補正における款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正によるものとしております。それでは、歳入歳出予算事項別明細書の歳出からご説明いたしますので35ページをお開きください。1款1項1目一般管理費13節委託料80万1千円の増額です。これは本年10月から実施されます消費税率の引上げに伴い介護保険システムの改修が必要となることから、その改修費を補正するものでございます。次に下段の6款1項2目に償還金を追加し23節償還金利子及び割引料1477万7千円の追加補正です。これは平成30年度に概算交付されました介護給付費地域支援事業費などの負担金等の額が確定したことに伴い超過分を返還するものでございます。この負担金等のサービス内容につきましては、介護給付費は特別養護老人ホームなどの施設サービスや居宅介護サービスにかかる分でありまして、また地域支援事業費については高齢者の介護予防にかかる分となりまして、今回、国・道・支払基金などにそれぞれ超過分を返還するものでございます。歳出は以上でございます。続きまして、歳入についてご説明いたしますので32ページをお開きください。1款1項1目第1号被保険者保険料1節現年度分151万4千円の減額です。これは第1号被保険者における第1段階から第3段階までの低所得者にかかる軽減措置拡充分などの減額でございます。次に下段の3款2項5目に介護保険事業費補助金を追加し1節介護保険事業費補助金40万円の追加補正です。これは歳出の35ページ上段でご説明いたしました介護保険システムの改修分でありまして、その改修費用の2分の1を国が補助するものでございます。続きまして33ページをお開きください。4款1項2目地域支援事業交付金2節過年度分10万6千円の増額です。これは平成30年度に支払基金から概算交付されました地域支援事業の交付金の額が確定したことに伴い、不足分が追加交付されるものでございます。次に下段の7款1項4目低所得者保険料軽減繰入金1節低所得者保険料軽減繰入金347万6千円の増額です。これは介護保険法施行令の一部改正に伴いまして、本年10月から実施されます消費税率の引上げによる増収分を財源として、第1号被保険者における第1段階の軽減率を更に強化するとともに、新たに軽減措置の対象を第2段階、第3段階にまで広げ低所得者における介護保険料の軽減措置を拡充するものでありまして、その財源を一般会計の繰出金に求めるものでございます。続きまして34ページをお開きください。8款1項1目繰越金1節繰越金に1311万円を増額して、国庫補助金などの特定財源を充当しその不足財源を平成30年度の繰越金に求めるものでございます。以上、議案第7号平取町介護保険特別会計補正予算第1号について、ご説明申し上げましたのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第12、議案第7号令和元年度平取町介護保険特別会計補正予算第1号は原案のとおり可決しました。

日程第13、認定第1号平成30年度平取町国民健康保険病院特別会計決算認定について、

日程第14、認定第2号平成30年度平取町各会計決算認定についてこれを一括議題とします。監査委員から意見書並びに決算資料はお手元に配布したとおりであります。

お諮りします。

平成30年度平取町国民健康保険病院特別会計決算認定及び平成30年度平取町各会計決算認定については、決算審査特別委員会を設置しこれに付託して審査をしたいと思えます。ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って認定第1号及び認定第2号については、決算審査特別委員会を設置しこれに付託して審査することを決定しました。特別委員会委員の選任につきましては、議会運営基準111先例1により監査委員を除く全議員としております。このことから監査委員を除く11名の議員の決算審査特別委員会委員に指名します。以上のとおり指名することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、決算審査特別委員会の委員は議長が指名したとおり決定いたしました。また、この決算審査を行うため本議会は地方自治法第98条第1項の権限を決算審査特別委員会に委任することを決議したいと思えますがご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、平取町議会地方自治法第98条第1項の権限を決算審査特別委員会に委任することを決議しました。休憩いたします。直ちに議員控室において決算審査特別委員会の開催を求めます。再開は11時に再開いたします。

(休憩 午前10時39分)

(再開 午前10時58分)

議長

それではちょっと時間早いですけど全員揃いましたので再開いたします。休憩

中に開催されました特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われその結果についてを報告いたします。決算審査特別委員会委員長には4番中川委員、副委員長には5番木村委員といたします。以上のとおり互選された旨報告がありました。よろしく願いいたします。

日程第15、報告第2号平成30年度財政健全化判断比率及び資金不足比率について説明を求めます。総務課長。

総務課長

それでは報告第2号平成30年度財政健全化判断比率及び資金不足比率につきまして、ご説明申し上げますので議案の57ページをお開きください。これは地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条に基づき、健全化判断比率及び資金不足比率に関して議会に報告するものです。58ページをお開きください。上段の健全化判断比率ですけれども、実質赤字比率、連結実質赤字比率はともに赤字がないことから算定されず、実質公債費比率と将来負担比率の報告となっております。括弧の中は備考に記載のとおり早期健全化基準値となっております、いずれかで基準値を超えた場合、財政健全化団体として自主的・計画的な財政の健全化が求められることとなります。実質公債費比率は地方自治体の一般会計が負担している他会計の返済を含めた借金返済額がどの程度の大きさかをみる指標で、平成28年度から平成30年度の3カ年度の平均値となっております、地方自治体の収入に対して実質的な借金返済がどの位あるのかの比率となります。過去3カ年の平均数値により算出して国に報告することとなっておりますけれども、この数値が18%以上となると地方自治体は地方債、起債を発行するときに国の許可が必要となり、25%以上になりますと単独事業に対しての地方債が制限されることとなりますが、平取町の平成30年度の実質公債比率は過去3カ年平均で4.4%となっております。平成29年度の数値に比べて0.2ポイント上昇しているという状況です。続いて将来負担比率ですが、これは将来負担すべき町の全体の借金額がどれだけの重みがあるかを見る指標で健全化法に基づく新しい指標となっております。公営企業、一部事務組合や広域連合等を含め一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率となっております、例えばこの数値が200%だとした場合に、2年分の標準的な収入を全て借金返済に充てなければ全額返済できないという意味になります。この数字につきましては全道の平均値が平成29年度は52.8%となっております。続いて下段の資金不足比率ですけれども、公営企業を運営する地方自治体は企業会計ごとに資金の不足額の事業規模に対する比率である資金不足比率を毎年度報告しなければならず、この比率が10%以上になった場合は企業債の発行については許可制となり、20%以上となった場合には経営健全化計画を策定しなければならないとされています。平取町が報告する企業会計は、国民健康保険病院特別会計と簡易水道特別会計となっておりますけれども、ともに平成30年度において資金不足比率は発生しておりません。今後の町財政の見通しとして起債の償還額は増額となり、地方交付税は減額が予想され、基金の

繰入れの増額の現状を考え合わせれば厳しい状況にありますので、そのことを念頭に置き今後の町財政運営にあたって参りたいと考えておりますのでご理解のほどよろしくお願いいたします。以上、報告第2号平成30年度財政健全化判断比率及び資金不足比率について報告とさせていただきます。

議長

説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありませんか。10番藤澤議員。

10番
藤澤議員

10番藤澤です。ただいまの説明を伺った時に、特にこの将来負担比率については大ざっぱに一括りと言いますと10年ぐらい前は0%であったと。道内でも30町村が0%を堅持していた。ところが7、8年前となりますと、10・20・30と、当然その頃は日高管内、この0%の時は日高管内は30から60・90と、あるいは苫小牧から胆振関係は100から150・180と、大変平取についてはいわゆる良い位置につけて頑張ってきたと思えますが、これから先の立ち話程度と言ったら失礼ですけれども、役場も寿命、耐用年数も過ぎたと、消防についても50年だと、あるいは体育館だ町営住宅だと言った時に、この10年、これからの10年についてそれは負担率に限らずですね、すべての数値にどのような結果が出るんだろうかという想定だけでもお聞かせ願えればありがたいと思います。

議長

町長。

町長

それではお答え申し上げたいと思いますが、比率そのものが、ゼロに近いほど望ましいわけでもございますけれども住民のニーズに応えるためには、やはり色々な事業を行うためには一般財源だけでは、これは答えることができないという中ではやはり良質な起債をもって、そういった対応をしなければ住民サービスは答えられないという状況でございます。しかしながら今後、藤澤議員がおっしゃったように公共施設も相当老朽化している中では、本当にこれは優先順位を決めながら対応していかなければならないというふうに考えておりますが、補正の中でも特に起債の残高については約70億ちょっとありますけれども、簡単にざっくり言いますとですね、その半分35億は良質な起債という様なことで過疎債を求めていますので、約35億については交付税に算入されるものでございますので、実質の真水の借金というのは35億というふうに理解をしていただきたいと思えますし、具体的に言えば毎年の償還の元利償還に対して7割が交付税に算入されるということでございますので、そういう目安を持っていただきたいと思えます。しかしながら借金は借金でございますので、これらについては慎重を期しながら今後とも緊急に対応することについては十分、議会あるいは町民の方々とも十分協議をしながら、選択と周知の中で今後でも取り進めて参りたいというふうに考えておりますので、いずれにしても健全

財政の中でいきたいと思いますし、また昨日、お話がございましたアイヌ新法において、これまで一般財源約1億7千万ぐらい、町の財源を投資をしながらやっておりますけれども、そういったこれまで補助等を行っているものについてはできるだけこういった交付金に充当しながら、財源振替をしながら、そういったやりくりをしながら台所を運営して参りたいというふうに考えてございますので、いずれにしても慎重に健全化をしながら住民のニーズに対応して参りたいというふうに考えておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

議長

よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

(質疑なしの声)

これでなければ質疑を終了いたします。以上で日程第15、報告第2号平成30年度財政健全化判断比率及び資金不足比率についてを終わります。

日程第16、意見書案第4号森林・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書(案)の提出についてを議題とします。提出議員からの説明を求めます。6番櫻井議員。

6番
櫻井議員

6番櫻井です。提案趣旨について説明をいたします。林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書(案)、本道の森林は地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、そのためには森林資源の循環利用を進める必要があります。森林の整備を進め木材を積極的に利用していくことは、山村地域を中心とする雇用所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものです。道では森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け様々な取組みを進めてきたところであります。今後、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、既存の制度や森林環境譲与税を活用した地域の特性に応じた森林整備の着実な推進や森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化の実現に向けて施策の充実・強化を図ることが必要であります。よって国においては次の措置を講ずるよう強く要望いたします。

1、森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用の安定化を図るため、森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。2、森林整備事業の都道府県・市町村負担分の起債を可能とする地方債の特例措置を継続すること。3、森林資源の循環利用を通じて林業・木材産業の成長産業化を実現するため、地域の実情を十分に踏まえ、森林整備から木材の加工・流通、利用までの一体的な取り組みや、森林づくりを担う林業事業者や人材の育成に必要な支援措置を充実・強化すること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書提出いたします。提出議員は、私、櫻井幹也、賛成議員は金谷満議員、中川嘉久議員であります。提出先は衆参両院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣であります。以上です。

議長

説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本意見書案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第16、意見書案第4号については原案のとおり可決しました。

日程第17、意見書案第5号新たな過疎対策法の制定に関する意見書(案)の提出についてを議題とします。提出議員からの説明を求めます。2番高山議員。

2番
高山議員

2番高山です。意見書案第5号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書(案)の提出について、上記議案を会議規則第13条の規定により、次のとおり提出するところでございます。それでは、提案趣旨について説明を申し上げたいと思います。昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」が制定されて以来、4次にわたる特別措置の、措置法の制定により過疎地域に一定の成果を上げてきたところでございます。しかし森林の荒廃や災害等の発生により極めて深刻な状況にあります。過疎地域は国土の過半を占め、豊かな自然を有するふるさととして災害の防止や森林による地球温暖化の防止など多大な貢献をしているところでございます。現行の過疎地域自立促進特別措置法は、令和3年3月末をもって失効することになりますが、過疎地域が果たしている機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域に対して総合的、積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立することが重要であります。よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望するものであります。以上地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。提出議員は、私、高山、賛成議員は四戸正彦議員、櫻井幹也議員であります。提出先は内閣総理大臣、総務・財務・農林水産・国土交通の各大臣であります。以上です。

議長

説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本意見書案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第17意見書案第5号については原案のとおり可決しました。

日程第18、意見書案第6号「子どもの貧困解消」など教育予算確保・拡充と

就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書(案)の提出についてを議題といたします。提出議員からの説明を求めます。2番高山議員。

2番
高山議員

2番高山です。意見書案第6号につきまして、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書(案)、上記議案を会議規則第13条の規定により次のとおり提出するところでございます。提案趣旨について説明を申し上げたいと思います。義務教育費国庫負担が2分の1から3分の1になったことで、非常勤の非正規教職員などが増加し、正規教職員定数の未充足の状況になっており、教職員の増員の要求を行いました。8年間の教職員定数改善計画は実現されませんでした。すべての教職員の抜本的な超勤実態の解消となる基礎定数法改善による「第8次教職員定数改善計画」の策定や、「30人以下学級」など少人数学級の早期実現、全教職員による協力・協働の「学校づくり」の具現化が今必要とされているところでございます。子どもの貧困率も高く依然として厳しい状態にあります。生活扶助費の切り下げによる就学援助制度の改悪や「給付型奨学金」は利用が限定され、有利子「奨学金制度」を利用せざるを得ない状況であり子どもの「貧困と格差」は解消されず、経済的理由で「教育の機会均等」は崩され、学習権を含む子どもの人権が保障されない状況となっています。このような状況の中、早急に実効性のある教育予算の確保・拡充、就学保障の充実をはかるよう次の事項について要請をするところでございます。一つ、国の責務である教育の機会均等・水準の最低保障を担保するため、義務教育費を無償とするよう、また、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面、義務教育国庫負担金の負担率を2分の1に復元されるよう要請します。二、「30人以下学級」の早期実現にむけて、小学校1年生から中学校3年生の学級編成標準を順次改定すること。また地域の特性に合った教育環境整備・教育活動の推進、住む地域に関係なく子どもたちの教育を保障するため、義務標準法改正を伴う計画的な教職員の定数改善の早期実現、教頭・養護教諭・事務職員の全校配置の実現のため、必要な予算の確保・拡充を図るよう要請します。三、給食費、修学旅行費、教材費などの保護者負担の解消、図書費などの国の責任において教育予算の十分な確保、拡充を行うよう要請します。四、就学援助制度・奨学金制度の更なる拡大など、就学保障の充実に向け、国の責任において予算の十分な確保、拡充を図るよう要請します。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。提出議員は、私、高山、賛成議員は萱野志朗議員、井澤敏郎議員でございます。提出先につきましては、内閣総理大臣、衆参両議長、総務・財務・文部科学・内閣特命担当(地域創生規制改革)の各大臣でございます。以上です。

議長

説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本意見書案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第18、意見書案第6号については原案のとおり可決しました。

日程第19、意見書案第7号地方財政の充実・強化を求める意見書(案)の提出についてを議題とします。提出議員からの説明を求めます。2番高山議員。

2番
高山議員

2番高山です。意見書案第7号地方財政の充実・強化を求める意見書(案)、上記議案を会議規則第13条の規定により次のとおり提出します。提案趣旨について説明申し上げたいと思います。地方自治体は子育て支援の充実、保育人材の確保、高齢化の進む医療・介護の対応、人口減少対策、防災・減災等、多くの政策課題に直面しています。一方、公的サービスを担う人材の確保を進めるとともに、各種課題に取り組むべき地方財政の確立を目指す必要に迫られているところでございます。政府の2019年の地方財政計画では過去最高水準となりましたが、一般財源増額分も、幼児教育の無償化などの対応のため、社会保障関連をはじめとする地方の需要に対応するためには、さらなる地方財政の充実・強化が求められています。そのために、政府に次の事項の実現を求めるものであります。1、社会保障、災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに対応し得る地方一般財源総額の確保をはかること。2、2020年度から施行される会計年度任用職員制度の構築・適用にあたっては、運用にあたっては、改正法の主旨である処遇改善を行うための財源が必要であり、その確保を確実にすること。3、子ども・子育て支援新制度、地域医療の確保、地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障関連予算の確保及び地方財政措置を的確に行うこと。とりわけ、幼児教育の無償化に伴う地方負担分の財源確保を確実にすること。4、「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている1兆円について、引き続き同規模の財源を確保すること。5、森林環境譲与税の譲与基準については、地方団体と協議を進め、林業需要の高い自治体への譲与額を増大させるよう見直しを行うこと。6、地方交付税における「トップランナー方式」の導入は、地域によって人口規模・企業規模の差異、各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いを無視して経費を算定するものであり廃止にむけて検討すること。地域間の財源偏在性の是正のため、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、根本的な解決策の協議を行うこと。同時に各種税制の廃止、

減税を検討する際には自治体財政に与える影響を十分検証した上で代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることのないよう対応をはかること。8、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。9、2019年度の地方財政計画では依然として4兆円規模の財源不足が生じていることから、地方交付税の法定率を引き上げ臨時財政対策債に頼らない地方財政を確立すること。10、自治体の基金残高を地方財政計画や地方交付税に反映させないこと。以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出いたします。提出議員は、私、高山、賛成議員は四戸正彦議員、櫻井幹也議員でございます。提出先につきましては、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務・財務・経済産業・厚生労働・内閣府特命担当（地方創生規制改革）、並びに（経済財政政策）、各大臣でございます。以上です。

議長

説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論ありませんか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本意見書案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。従って日程第19、意見書案第7号については原案のとおり可決しました。

日程第20、意見書案第8号北海道最低賃金改正等に関する意見書（案）の提出についてを議題とします。提出議員からの説明を求めます。4番中川議員。

4番
中川議員

意見書（案）の朗読をもって説明に代えさせていただきます。北海道最低賃金改正等に関する意見書（案）、北海道最低賃金の引き上げは、ワーキングプア解消のための「セーフティネット」の一つとして最も重要なものです。道内で働く者の暮らしは依然として厳しく、2018年の実質賃金も大半の月でマイナスとなっています。特に、年収200万円以下の所謂ワーキングプアと呼ばれる労働者は道内でも41.3万人と、給与所得者の24.7パーセントに達しています。また、道内の全労働者233万人の内、37万人を超える方が最低賃金に張り付いている実態にあります。労働基準法第2条では、「労働条件の決定は労使が対等な立場で行うもの」と定めていますが、現状では最低賃金の影響を受けることから、非正規労働者は労働条件決定にほとんど関与することができません。2010年、政府、労働界、経済界の代表等で作る政府の「雇用戦略対話」において、「最低賃金は、できる限り早期に全国最低800円を確保し景気状況に配慮しつつ、2020年までに全国平均1,000円を目指す」

と合意しています。北海道地方最低賃金審議会の答申書においても、全国平均1,000円に向けた目標設定合意を5年連続で表記しました。最低賃金が上がらなければ、働く多くの方の生活はより一層厳しいものとなり、ひいては北海道経済の停滞を招くことにつながりかねません。つきましては、北海道労働局及び北海道地方最低賃金審議会においては、今後の北海道最低賃金の改正に当たって以下に留意するよう強く要望します。1、「2020年までに全国平均1,000円をめざす」という目標を掲げた「雇用戦略対話合意」、「経済財政運営と改革の基本方針」および「未来投資戦略」、さらには「ニッポン一億総活躍プラン」を十分尊重し、経済の自律的成長の実現に向けて最低賃金を大幅に引き上げること。2、厚生労働省のキャリアアップ助成金など各種助成金を有効活用した最低賃金の引き上げを図ること。同時に、中小企業に対する支援の充実と安定した経営を可能とする実効ある対策をはかるよう国に対し要請すること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。提出議員は私、中川でございます。賛成議員は金谷議員、木村議員でございます。提出先は、北海道労働局長、北海道地方最低賃金審議会長、以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本意見書案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第20、意見書案第8号については原案のとおり可決いたしました。

日程第21、承認第1号平取町議会議員の公務出張にかかる派遣承認についてを議題とします。

お諮りします。

別紙のとおり関係議員を公務出張派遣することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って日程第21、承認第1号については別紙のとおり関係議員を公務出張派遣することに決定いたしました。

お諮りします。

承認第2号閉会中の継続審査の申し出についてを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って承認第2号を日程に追加し、追加日程第1号として議題とすることに決定しました。

追加日程第1号、承認第2号閉会中の継続審査の申し出についてを議題とします。議会運営委員会委員長、各常任委員会委員長及び各特別委員会委員長からそれぞれの委員会において所管事務調査等について、閉会中に継続審査及び調査を実施したい旨の申し出がありました。申出書はお手元に配布したとおりでございます。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり閉会中に継続審査及び調査等を実施することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、各委員長からの申し出のとおり、閉会中に継続審査及び調査等を実施することに決定しました。以上で議案の審議が終了いたしました。本定例会に付された事件の審議状況を報告いたします。議案9件で原案可決8件、同意1件。認定2件で、特別委員会付託2件。報告7件で承認2件。採択4件、報告1件。意見書案5件で原案可決5件。承認2件で決定2件。これで本日の日程はすべて終了いたしました。会議を閉じます。令和元年第8回平取町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

(閉 会 午前11時32分)